



著作権処理内蔵型ワンストップ医学情報サービス Medical*Online構築の道

山田 奨

I. 医学電子図書館の旗

情報通信技術 (IT) の加速度的進展は電子図書館の夢を引き寄せている。IT の未来カレンダーには、次世代Web (Semantic Web) の福音をもたらす夢の電子図書館も垣間見えている。技術の恩恵は仕事や生活の様式を便利に変えていく。反面、潜在的な利害関係を顕在化させ、進歩に混迷を招いてしまう。日本で情報知識の利用環境が豊かにならない最大の理由は、情報知識内容 (コンテンツ) の伝達手段が印刷媒体で止まり、電子媒体化が捗らない事情にあり。時代変化の波を恐れ、旧来的な事業形態にしがみつくと精神風土と思考停止傾向は、安逸の中にひ弱さを囲うばかりに見える。さらに著作権をめぐる古くて新しい利害問題がややこしく立ちほだかる。

本稿では、日本の医薬・医療系学術専門誌に掲載された文献 (論文) の電子図書館サービスとして旗揚げした<Medical*Online>の構築に際して、我々が取り組んだ著作権処理の経緯を踏まえ、適正なコンテンツ生産・流通・利用の仕組みと論理の整理を試みたい。

II. コンテンツ・アグリゲータ・プラットフォーム

<Medical*Online>はマーケットインの発想から、利用者側のユーザビリティにかなう医薬・医療系のワンストップ型専門情報サービス

を目指している。インターネットの普及に伴い、医薬・医療情報分野のポータル・サイト (玄関口) もいくつか登場しているが、日本語キラー・コンテンツ (学術専門誌論文) を提供するサービスの芽は、科学技術振興事業団 (JST) の科学技術情報発信・流通総合システム<J-Stage>、国立情報学研究所 (NII) の電子図書館サービス<NACSIS-ELS>、大学病院医療情報ネットワーク研究センター (UMIN) の医療・生物学系電子図書館<ELBIS>等にも見える。<Medical*Online>は学協会系のジャーナルに加えて、商業学術誌をカバーする専門データベースを志向しており、その独自のコンセプトに比較優位を見出している。

電子媒体で多様にアクセスできるオンライン・ジャーナルが早くから普及していれば、コンテンツを集積して統合的な利用に供するサービスも、もっと早く現れていたに違いない。購読者のユーザビリティが顧みられない状況の中で、出版事業に巣くう時代遅れなサービス形態の変革に、触媒的な効果を併せ狙い、<Medical*Online>のビジネス・モデルでは、コンテンツの電子化工程 (PDF ファクトリー) を組み込んだ。先行投資負担のリスクは、電子図書館におけるコンテンツ・アーカイブ作りを同時並行するメリットの論理で支えた。

プロフェッショナル・サーチに応えられるデータベースの設計よりも、著作権のライセンス処理を適正かつ合理的に踏まえたコンテンツ集積を優先する方針で、サービスを構築してきている。検索性能の洗練さより先に、著作権の

権利許諾を意識しなくとも利用時に自動的にライセンス処理がなされるコンテンツ・ラインナップの拡充を、急ぎ進めている。コンテンツ・アグリゲータのプラットフォーム作りに至る道にはまず、著作権処理手続きの棘が繁る“Long and Winding Road”が続いている。

Ⅲ. 著作権クリアランスのトポグラフィー

<Medical*Online>は、論文の直接の著者から著作権を譲渡された学協会・研究会と、許諾を得ている商業出版社との間で、著作権の使用許諾契約を結ぶアプローチを採っている。著者個人からの直接許諾によるのではなく、ジャーナルを刊行する学協会・研究会に著作権の帰属を促す助言と、商業出版社が著作権の許諾を求める作業の支援とを併せて、権利処理の交渉を鋭意進めている。学協会・研究会ジャーナルの場合は誌面での会告により、商業誌では個々の著者宛に著作権の電子配信に関わる許諾依頼を郵送し回答を得る手順を経て、許諾を得ている(商業誌の著作権許諾は2002年9月までに延べ15万人の著者に及んでいる)。

2000年1月に創業したばかりの名もないベンチャー・ビジネスが、学術情報のインフラストラクチャーに供する事業コンセプトを理解してもらい、著作権の許諾を認められるには、根気、辛抱、才覚、野心、使命感、連帯感、苦心、希望、忍耐、意欲など、さまざまな交ぜになった営為に挑まなければならない。難儀過ぎて乗り出す気になれないほど参入障壁は高く、逆に先行優位の地歩を築くことを励みにもできる。

2000年4月に、日本接触皮膚炎学会、日本医科器械学会の2学会、(株)診断と治療社、(株)南山堂の2出版社との著作権許諾契約が成立し、2002年9月末時点で125学会(143誌)、31出版社(134誌)に至る成果を積み上げてきている。時間はかかるが、それでもコンテンツ・ラインナップの増えるスピードが加速されていき、その手応えに勇気づけられる。

学協会・研究会に対しては、事務局を通じて

編集委員会の委員長に紹介を受け、編集委員会での承認を経て、理事会の認可を得る手続きを踏むことが基本である。その取り組みの中で必要性ならびに有用性を説明し、議題に取り上げられ審議されるまでも、紆余曲折に遭遇して当たり前の状況を解していく。出版社には、本来のジャーナル刊行事業主体に捉える習慣に、新たな収益機会を導き築く論理を提案しながら、著作権の許諾を求めている。学協会・研究会内部の合意形成にも、出版社の経営意思決定にも、著作権に関わる認識が成熟していないもどかしさが付きまとう。

要は、著作物利用の恩恵と対価のバランス・システムを学術インフラストラクチャーとして整え、情報利用環境を最適化する社会経済的課題を如何に解決できるかの命題に懸かってくる。

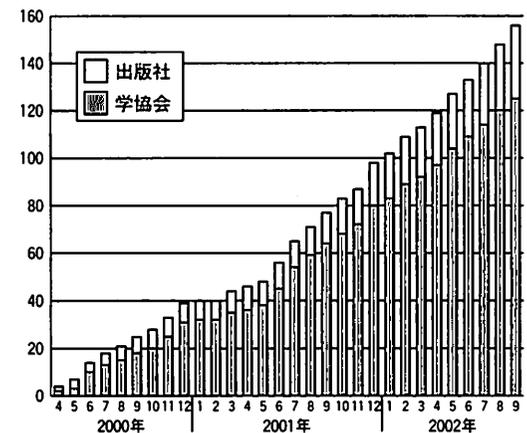


図1. 著作権許諾学協会・出版社数推移

Ⅳ. 著作権をめぐる論点整理

古くて新しい著作権問題は詰まるところ対価が焦点になる。単純化すれば、①対価を Web や Linux のようにフリーにする、②対価を求める(負担する)、③対価の適正水準、④対価負担/回収の方法などが、論点に集約されよう。

1. 対価の無料化

学術コミュニティの理念として追求されて然るべき価値観のように思われるが、ジャーナル

刊行費用の財源問題等とも絡んで、一概には叶わないのかもしれない。オープン・アーカイブの動きなど、学術的著者の主な収入源が著作権ライセンスに依存する構造でなければ、著作権使用の対価を求めないノブレス・オブリージュ (Noblesse Oblige) 的な道徳律に依然期待が寄せられる。

2. 対価の要求 (負担)

オンライン・ジャーナルの普及や電子コンテンツの発展は、図書館の現場でも、著作権法第31条の権利保護制限規定を通用させ難い状況を見出させてきている。図書館は元来、蔵書概念が示す如く、所有して利用するための購入費用管理には慣れていても、利用ごとの受益者負担に転嫁する費用管理は、サービス論理と現実運用の面で前例が乏しい。個々のサービス受益に負担 (課金) を求める制度や仕組みとは別の次元で、本来的な役割に従事してきた。

しかし、情報知識利用モードの最前線が進化するに伴い、図書館機能とサービスも変化に無縁でいられない。著作権対価を負担する範囲に、自らの機能・サービスが位置づけられる際の論理と手法を備えていかなければならないだろう。学術研究、教育学習のコミュニティで著作権の許諾云々を意識せず、煩わされずに済む恩恵にも、完全自由原則から適正処理自動化原則に変容して内実を保つ可能性を見出し得よう。負担免除や回避が本質ではなく、利便性や経済性の理にかなない、情報知識の活用を促し、文化発展に資する環境を支えることが肝心と考えられる。社会的に受容され、なじまれるシステムを育んでいかなければならない。

3. 対価の適正水準

著作権保護の理念を正しく共有できず、思惑の対立から状況を混迷させる愚を招いては元も子もない。(社)日本複写権センター (JRRC) による従来の著作権処理方式では、現実の対価水準がライセンス供給側の学協会・研究会、出版社の要求に充分応えきれていない現実が続いている。著作権クリアランスの制度、機構として

は、供給、需要の双方から不備のそしりを免れないまま、事態は改善されずにいる。

2001年10月に著作権等管理事業法が施行され登場した、供給側の(株)日本著作出版権管理システム (JCLS) が示す対価方式は、反動的に吊り上がり、需要側の反発を誘い、健全な秩序づくりをむしろ遠ざける局面を引き起こしている。JCLS の対価方式では、JRRC の不全を逆方向で来たしかねない無理を指摘できよう。JRRC のページ単価2円の使用料が安過ぎるといふ供給サイドの不満が募ったように、JCLS が同じ実額方式で要求するページないし文献 (論文) 単価の使用料水準が総じて高額過ぎ、需要サイドの不満を渦巻かせている。

常識的な著作権料の相場としては、例えば書籍等で定価の10%相当と見込まれ、読者が最終的に負担する料金に占めるライセンス・ロイヤルティの割合とあまりに不釣り合いな価格設定は受容され難い。著作権を財として認める以上、使用許諾もライセンス・ビジネスの合理性を備えるべきと考えるのが妥当であろう。最近新聞紙上で伝えられるところでは、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの売上に占めるロイヤルティ (米ユニバーサル・スタジオ・グループに支払うノウハウ指導料) は平均7.5%、DVD プレーヤー・メーカー日米7社が中国企業と契約した特許料は製品卸価格の4%とされている。こうした身近なビジネスに見られるように、ユーザー・ニーズを満たすサービスあるいは製品価格の中にロイヤルティが組み込まれる形が普通であり、ロイヤルティのみがユーザーにとっての最終負担価格には、多くの場合ならない。

購読者の手元のジャーナルを複写するだけと想定しても、ジャーナルのバックナンバーを整理保管する手間やスペース、複写機器の購入・維持・利用にも、現実的にはすべて費用が伴う。これらを勘案して、ユーザビリティの付加価値を提供するサービス設計全体の中でロイヤルティ水準を捉えることが望まれよう。その意味で、実額方式より料率方式が利用量に応じた価

格弾力性をかなえており、需要（市場）を広げる構図を描き易くするだろう。

また JCLS の管理手数料は、使用料収入の 30%（＋クレーム基金 10%）を占めている。これは、先行モデルである日本音楽著作権協会（JASRAC）の 15% と比べても（新規参入の JASRAC 競合サービス、㈱イーライセンスでは 10% を打ち出している。

(→http://www.elicense.co.jp/compare.php)

容認され難く、権利者と利用者双方からの不満をもたらそう。

4. 対価負担／回収の方法

ジャーナルの購読料支払いと同じように、文献（論文）単位の利用時にも、適正な著作権処理が自動的に済む方式が歓迎されるのは論を待たないだろう。ここに、受給両サイドの利便性をかなえるサービス創出の可能性が開けていると見るか、困難が立ちはだかっていると見るかは、ビジネス・マインドのありように関わってくる。〈Medical*Online〉は前者の展望を描いた新ビジネスに挑戦している。

V. “旅の仲間” とマイルストーン

医学電子図書館サービスに至る道には登り坂

の難所がそびえている。単独行の苦難を凌ぎ地歩を築く努力の中で、“旅の仲間”を得て、連携による付加価値を紡ぎだしつつある。EBM 指向の検索ニーズに適う機能性を、JST が 2003 年 4 月から開始する〈NewJOIS〉とのリンクで備える計画に取り組んでいる。(→http://www.meteo-intergate.com/new/mol-press.pdf)

またオックスフォード大学出版局発行の「JOURNAL OF THE NATIONAL CANCER INSTITUTE」誌の内容紹介ページ【In This Issue】を日本語訳し、原文献にリンクするサービスも準備を進めており、自前主義の限界を超えてユーザビリティの向上を目指す行き方を、さまざまに探っている。

著作権の適正処理に根差して、学協会誌、商業誌、さらに病院誌とコンテンツ・リソースの網羅に精力を注ぎ続ける展開に、連携サービス化を照らすマイルストンの光明が見出されてきている。“Hoping for the best, prepared for the worst, and unsurprised by anything between.

-Maya Angelou 「I Know Why the Caged Bird Sings」-



図 2. 〈Medical*Online〉のトップページ